

委 託 契 約 書

収入印紙額付
100万円以下 200円
200万円以下 400円
300万円以下 1千円
500万円以下 2千円
1千万円以下 1万円
5千万円以下 2万円
1億円以下 6万円

発注者 新発田市 と 受注者 とは、下記の条項により委託契約を締結し、受注者は信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

1 件名 令和7年度新発田市健康づくり計画策定に係る
市民健康栄養実態調査結果分析支援業務委託

2 委託期限 契約日から令和7年9月30日まで

4 業務内容 別紙仕様書のとおり

5 契約金額

金							円
---	--	--	--	--	--	--	---

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

6 契約保証金 免除 (契約規則第40条第7号該当)

7 委託料の支払い

(1) 委託料の請求と支払期限

受注者は、業務終了後、実施した業務(検査に合格した業務に限る。)の明細を記載した支払請求書を作成し、発注者に提出するものとする。発注者は、受注者の提出する適法な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

(2) その他

契約に係る一切の費用は受注者が負担する。

8 委託業務内容の変更

発注者は、特別な理由が生じたときは、この契約締結後においても、業務内容の一部を受注者と協議の上変更することができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

9 規則等の適用

この契約書に定めのない事項については、新発田市契約規則(平成18年新発田市規則第35号)、新発田市委託契約約款、機密情報に関する特記事項及び関係法令に従うものとし、その他この契約に関して疑問が生じたときは、両者協議の上、決定するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年6月 日

発注者 新発田市中央町3丁目3番3号
新発田市
新発田市長 二階堂 馨

受注者